

山田小学校いじめ防止基本方針



平成30年8月

川越市立山田小学校

目 次

はじめに

I 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～13

1 いじめに対する基本理念

2 いじめの定義

3 いじめの未然防止

4 いじめの早期発見

5 いじめ解消に向けて

6 重大事態への対処

7 その他の留意事項

II 保護者・地域との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 12～13

III 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 13～14

資料1 山田小学校いじめ防止年間計画・・・・・・・・ 15

資料2 いじめの問題への組織的対応図・・・・・・・・ 16

はじめに

子供は、日本の未来にとってかけがえのない存在であり、その一人一人の心と体は大切にされなければならない。その尊い命がいじめによって奪われる事件が後を絶たない。今や国の課題として挙げられるいじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を侵害し、心と体の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響をもたらすだけでなく、子供の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、基本的人権を侵害するものである。

川越市は、平成24年10月、川越市議会において、「いじめの延長上の傷害事件を教訓にいじめ再発防止を強く求める決議」が採択され、「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱として据えること、家庭でも話し合い、教職員、児童生徒、保護者、地域全体の共通認識とするよう努めること、いじめの未然防止、早期発見、発生時の対応を強化することを基本方針とし、市内全市立小・中・特・高で、いじめ問題に取り組んできた。

いじめは、いつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子供もいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得るものである。このようないじめを防止し、次代を担う子供が健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現することは、学校や教育委員会を含めた、社会全体が取り組むべき重要な課題である。

そこで、本校では、平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」、平成26年11月21日に策定した「川越市いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、子供一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、ここに、いじめの防止についての基本理念を明らかにし、いじめの未然防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成29年3月に本方針を示した。

そして、平成29年3月16日の国の基本方針の改定並びに平成29年7月の「埼玉県いじめの防止のための基本的な方針」の改定及び本市の状況を踏まえ、本方針を改定し示すものである。

平成30年8月 川越市立山田小学校

I 基本方針

1 いじめ防止に対する基本理念

川越市「いじめ防止等に関する基本理念」

- (1) 全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめ防止等の対策を強化する。
- (2) 「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての児童において、いじめをしない心を育てる。
- (3) 学校、家庭、地域、関係機関は、いじめられている児童を守ることを共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。



山田小学校「いじめ防止に対する基本方針」

- (1) いじめの未然防止、早期発見、発生時の対応を強化する。
- (2) 「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱として据える。
- (3) いじめについて家庭でも話し合い、教職員、生徒、保護者、地域全体がいじめについて共通認識をもてるよう努める。

基本理念（1）に係る対策の方針

- ①いじめは、大人に気付きにくいところで行われることが多いため、児童からのいじめサインを、大人が見逃さないようにすること。
- ②いじめが発生した場合に備え、迅速に組織的な対応がとれるよう、日頃より校内の体制を整備すること。
- ③いじめ問題が発生した場合には、学校、家庭、地域で情報を共有し、いじめられている児童を絶対に守り通すとともに、いじめをしている児童には、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行うこと。

基本理念（２）に係る対策の方針

- ①日常的にいじめの問題について触れ、児童に「いじめを絶対に許さない」心を育てること。
- ②いじめの問題に対し、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをすること。

基本理念（３）に係る対策の方針

- ①学校、家庭、地域、関係機関が、いじめ問題についての情報を共有するとともに、連携していじめの未然防止及び早期解決に努めること。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第２条）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめを認知する際の方針

- (1) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行う。また、いじめの認知については「生徒指導推進委員会」を活用して行う。

- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめられている児童の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携して対応する。

3 いじめの未然防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- (2) いじめとは何かについて、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなど、児童と教職員が認識を共有する。
- (3) 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (4) いじめ加害の背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとしてかかわっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくり、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- (5) 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を提供し、自己有用感が高められるよう努める。
- (6) 児童がいじめの問題について学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

<いじめ対策委員会の設置>

いじめの未然防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、既存の「川越市青少年問題協議会」に、法第14条第1項に定める「いじめ問題対策連絡協議会」の役割を持たせ、「川越市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」とする。

(以下「連絡協議会」という。)

「連絡協議会」を受け、本校では「校内いじめ対策委員会」を設置する。

いじめ対策委員会の委員は、学校、PTA会長、スクールガードリーダー、元自治会長、その他の関係者により構成される。

協議内容は次のとおりである。

①いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに関すること。

②いじめに係る問題に関する施策の推進及び調整に関すること。

③本校におけるいじめに係る問題の現状把握、分析等に関すること。

※重大事案発生の際には、調査機関の役割を有する。

④その他いじめに係る問題の解決に必要な事項に関すること。

⑤年1回定例会を9月に開催し、必要な場合は随時招集・開催する。

※いじめに係る情報があった場合には、緊急会議を開催する。

4 いじめの早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

(1) 日常的な児童相互の人間関係の把握に努める。特に、遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、いじめをはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものと捉え、学校全体で共有し、早期に対応する。

(2) 定期的にアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、児童が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。

(3) 生活ノートや個人面談、家庭訪問の機会を有効に活用し、日頃から児童の様子や行動に気を配る。

(4) 家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して児童を

見守る。

- (5) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (6) パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見が難しいため、児童の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

5 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、速やかに学校いじめ対策委員会に報告する。

・報告を受けた学校いじめ対策委員会は、組織として、いじめであるか否かを判断する。その際、いじめを受けている児童生徒を被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

・いじめを受けている児童生徒の立場に立って、いじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐにいじめをした児童生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策委員会へ報告することは必要となる。

・学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けていると思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」の規定に違反し得ることに十分留意する。

・いじめに係る情報や対応の経緯等については、児童生徒ごとに全て記録し、情報の共有化を図る。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は、直ちに「校内いじめ対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- ・学校いじめ対策委員会で協議し、関係児童生徒から事情を聴き取る等、学校基本方針に沿って組織的に対応する。いじめであるか否かについて収集した情報を基に組織的に判断する。
- ・校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・指導に困難な際、または児童の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめを受けている児童への指導及びその保護者への支援

- ・いじめを受けている児童から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・状況に応じて、見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。
- ・いじめを受けている児童に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ・状況に応じて、いじめをしている児童を別室で指導する。
- ・必要に応じて、いじめを受けている児童の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
- ・解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。また、必要に応じて、長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭との緊密な連絡など、定期的な状況把握や見届けを行う。

(3) いじめをしている児童への指導及びその保護者への助言

- ・いじめをしている児童から、事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。

- ・いじめをしている児童への指導の際、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめをしている児童生徒に対する成長支援の観点から、当該児童が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の形成に配慮する。
- ・個々に状況に応じた指導や警察との連携による対応も含め、毅然とした対応をとる。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ・計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている児童生徒に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ・ネットパトロールによって得られた情報から、インターネット上のいじめやトラブルの早期発見に努める。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・必要に応じて、法務局又は地方法務局、所轄警察署と連携して対応する。
- ・インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ・パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見しにくいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

5 いじめ解消に向けて

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必

要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることを確認する。

- ・相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめの行為の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。
- ・相当の期間が経過するまでは、複数の教職員が関係の児童生徒の様子を含め、いじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることについて、いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。なお、「解消している」と判断した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、関係児童生徒の人間関係等について、日常的に注意深く見守る必要がある。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態とは、いじめにより、児童が次のような状況に至った場合とする。

- ①児童が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされた場合
- ⑥その他、校長や教育委員会が認めるもの

- (2) 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ、教育委員会は市長へ発生を報告する。(学校は「事故速報」にて報告)
- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- (3) 教育委員会は重大事態の調査において、どこが主体(川越市いじめ問題対策委員会か学校)で行うかを判断する。
- ・従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では十分な結果を得られないと判断する場合は教育委員会が主体で調査を行う。
 - ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合も同様である。
- (4) 学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を要請し、調査の公平性・中立性を確保する。
 - ・教育委員会が主体で調査を実施する場合には、川越市いじめ問題対策委員会に専門的知識及び経験を有し、かつ、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を要請する。
 - ・いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。
 - ・いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、いじめをしている児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - ・いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査を行う。(在籍児童や教職員のアンケートや聞き取り調査による)

※自殺の背景調査における注意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。いじめがその要因として疑われる場合の調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その調査の在り方等については、次の事項に留意し、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にする。

- ①背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ②在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④詳しい調査を行うに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針について、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤調査を行う組織については、学校においては学校いじめ対策委員会を、教育委員会においては対策委員会を基に、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分

析評価を行う。

⑦客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

⑧学校が調査を行う場合においては、教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。

⑨情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

(5) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

(6) 調査結果については、学校は教育委員会に、教育委員会は市長に報告する。
(学校は「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告)

7 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

・校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。

・「校内いじめ対策委員会」の構成員については、各学校生徒指導部会等を中心に、必要に応じて、自治会長やPTA役員、さわやか相談員、スクールカウンセラー等を含むものとする。

※日々のいじめに関わる問題には、生徒指導推進委員会等で対応し、重大事案の調査や児童のケアが必要な際に、自治会長やスクールカウンセラーを活用するなど、臨機応変に対応できる委員会にする。

・「校内いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。

・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。

- ・必要に応じて、さわやか相談員やスクールカウンセラーが参加しながら対応する。
 - ・学校のいじめ防止基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、保護者や地域住民の意見も参考にする。
- (2) 校内研修の充実
- ・山田小学校のいじめ防止年間計画に基づき、全ての教職員が法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その様態に応じた適切な対処ができるよう、教職員のカウンセリング能力等の向上やいじめへの対応をはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修の充実を図る。
- (3) 校務の効率化
- ・教職員が児童と向き合い、いじめの未然防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。
- (4) 学校評価と教員評価
- ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。取組状況等の検証については、学校いじめ対策委員会が行う。
 - ・教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。
- (5) 地域や家庭との連携について
- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、個人面談や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

II 保護者・地域との連携

いじめの問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた家庭、地域の取組を支援する。

- (1) 相談窓口の周知
- ・「相談窓口広報パンフレット」の配布による、相談窓口の周知
- (2) 情報モラルの啓発
- ・PTA家庭教育学級や保護者会の研修会等における情報モラルの啓発（埼玉

県警察本部サイバー犯罪対策課との連携)

(3) いじめの未然防止の広報啓発

- ・「ストップいじめ」の配布による、いじめの未然防止の啓発

III 関係機関との連携

いじめの内容に応じて、関係機関との連携を図り、迅速な解決と未防止を図る。

(1) 警察との連携

- ・川越警察署生活安全課との日常的な連携
- ・定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
- ・スクールサポーターとの連携
- ・いじめ・少年非行防止撲滅啓もう活動「小江戸川越SPEC」の実施
- ・「川越市青年問題・いじめ問題対策連絡協議会」における連携
- ・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携による、保護者への啓発

(2) 川越市関連機関

- ・川越児童相談所(223-4152)との連携
- ・「川越市青年問題・いじめ問題対策連絡協議会」における連携
- ・少年サポートセンター西分室(川越相談所) 239-6598
- ・民生委員・児童委員
- ・山田駐在所
- ・青少年を育てる山田地域会議
- ・山田地区子ども会育成会連絡協議会

(3) 埼玉県関連機関

- ・子どもスマイルネット(県立子ども安全課) 048-822-7007
- ・よい子の電話教育相談(県立総合教育センター)
保護者 048-556-0874
子ども 048-556-7300

(4) 山田中学校との連携

- ・日常の連携
- ・小・中授業交流会を通しての連携
- ・夏季研修会を通しての連携

・管理職同士の情報交換・情報共有